



島根県報

平成28年1月12日（火）

号外第2号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第34号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	186号	浜田市金城町上来原416番3地先から同番1地先まで	前	メートル 8.20～13.30	メートル 60.00	浜田県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	10.70～25.30	60.00	
県 道	安来伯太日南線	安来市伯太町上十年畑34番4地先から同62番1地先まで	A	3.50～8.00	515.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			B	9.50～26.50	437.00	
			後 B	9.50～26.50	437.00	
"	"	安来市伯太町上十年畑350番1地先から同770番2地先まで	A	4.50～8.30	90.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			B	9.50～20.50	87.00	
			後 B	9.50～20.50	87.00	
"	"	安来市伯太町上十年畑357番1地先から同386番2地先まで	A	3.50～8.00	265.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			B	9.80～15.70	258.00	
			後 B	9.80～15.70	258.00	

島根県告示第35号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町八川2501番326地先から同番334地先まで	メートル 127.00	平成28年 1月12日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	